

# 第10期大川市長寿社会対策総合計画(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画) 策定業務委託仕様書(案)

## 1.概要

### (1)業務名

第10期大川市長寿社会対策総合計画(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)策定業務

### (2)業務目的

本業務は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、介護保険制度の円滑な運営及び高齢者に関する政策等を網羅した「第10期大川市長寿社会対策総合計画(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)」を策定するものである。

業務の委託については、本市の実情に即した介護保険事業と高齢者福祉施策の推進に向けて、将来的な目標を掲げた計画書作成の企画・提案及び全般的な作業支援を行うことをその範囲とする。

### (3)業務方針

①介護保険制度改正の動きや国等の関連施策を迅速かつ確に把握し、着実な計画策定がなされるよう工程管理を行うこと。

②現計画に基づく事業実績の評価や市民ニーズの把握・分析を行い、本市の特性を踏まえつつ地域包括ケア体制作りを念頭に置いた総合的な高齢者施策を決定するための助言を積極的に行うこと。

③計画策定に必要なデータ解析・推計にあたっては、正確かつ簡潔な資料を作成することはもとより、先進・周辺自治体の例なども参考にしつつ、計画に必要なと判断した資料を積極的に提案すること。

### (4)計画の期間

令和6年度から令和8年度

### (5)契約の期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日

## 2.内容

### (1)本市の高齢者及び介護保険事業に関する現状分析

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の達成評価及び検証

令和4年度大川市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等の分析

介護保険給付実績分析(時系列分析、費用構造分析、国県平均及び周辺市町村との比較分析)

在宅医療介護連携の課題・対応策の分析

見える化システムの活用

その他高齢者保健福祉施策の現状分析

問題点や課題の抽出・整理

### (2)計画期間内における介護保険事業量の推計及び高齢者福祉施策、介護人材確保施策の検討

(予防事業の効果及び地域医療構想を鑑み推計すること。)

計画期間内の人口推計、要介護認定者及び介護人材等の推計

計画期間内の介護保険給付及び施設整備量等の推計、第9期保険料基準額試算

計画期間内の高齢者保健福祉サービスの決定、供給量の推計

地域包括ケア体制作りに関する施策、認知症高齢者支援に関する施策等取り組むべき課題について、高齢者福祉事業に関する総合計画という位置づけや国県の指針に配慮し内容を検討すること。

### (3)大川市長寿社会対策審議会運営支援

計画策定に係る大川市長寿社会対策審議会(開催回数は5回程度を予定-増減の可能性あり)が円滑に運営されるよう支援

審議会資料作成(計画書案含む)

審議会出席(資料内容の説明含む)

審議会議事録作成(要点筆記のみで可)

※ 審議会開催にあたっては、事前・事後の打合せ等、市と毎回十分な協議を行うこと。

### (4)計画原案作成

関連計画(地域福祉、保健計画等)との調整

パブリックコメントに係る計画案作成と実施支援(パブリックコメントは本市で行う)

計画原案作成

※ 内容については、国及び福岡県が示す作成指針等も参考にすること。

(5)その他

本業務遂行にあたり、市の意向を十分に反映できるよう、作業の進捗に応じて、また必要に応じて、随時協議を行う。

3.成果品

(1)計画書

220部(A4版、単色、90頁程度)

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、「大川市長寿社会対策総合計画」として一体として製本

(2)計画書 ダイジェスト版

15,000部(A4版8頁、フルカラー)

(3)計画書及び計画書ダイジェスト版の原稿データ

MS-WordやMS-Excelなど、後日の加工や編集が容易に可能なもの

(4)業務遂行に際して作成した分析結果等のデータ

計画書に記載した表やグラフの基礎データ等、後日の加工や編集が容易に可能な形式で提供する

(5)納期

令和6年3月31日

(6)納入場所

大川市役所健康課介護保険係

4.業務工程の目安

令和5年6月

令和4年度大川市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の分析

人口推計、現計画進捗状況分析

第1回審議会開催 - 諮問、計画策定の概要説明、スケジュール確認

令和5年8月

将来予測、サービス量見込、中間報告

第2回審議会開催 - 指針の説明、中間報告

令和5年10月

計画原案作成

第3回審議会開催 - 計画原案検討

令和5年12月

計画最終案作成、保険料基準額案算定

第4回審議会開催 - 計画最終案、保険料基準額案検討

令和5年1月

パブリックコメント実施

令和5年2月

計画修正案作成

第5回審議会開催 - 答申

令和5年3月

計画書の製本・納品

5.その他

- (1) 受注者は、本業務を一括して第三者に業務委託してはならない。
- (2) 受注者は、本業務遂行にあたり、市と緊密な連携を保ち業務を円滑に進めるため、二名以上の業務に対する十分な知識と経験をもつ職員を配置し、市の要請に対し、迅速に臨機応変に対応できる体制を整えること。
- (3) 受注者は、本業務遂行にあたり、個人情報の取扱いに注意し事故の無いような実施体制を整えること。また、業務遂行において知り得た情報については、契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務に係る成果物は、全て市に所属するものとする。
- (5) 打合せ場所は基本的に市の事務室とする。
- (6) その他本仕様書に定めのない事項については、受注者と市が協議のうえ決定する。

以上